

評価項目 対比表

評価項目	事 実	評 価	次年度以降の方針
管理運営主体の決定に至る経緯	H12.8 下旬（岡山河川工事事務所内で、アドプト制度について実験内容の検討） H12.12.18（旭川を日本一美しい川に育てる会が岡山県へNPO法人の申請） H13.01.24（岡山河川工事事務所内で入札・契約手続き運営委員会を開催） H13.02.01（岡山河川と旭川を日本一美しい川に育てる会の間で旭川AP覚書の締結） H13.04.17（旭川を日本一美しい川に育てる会が、NPO法人として岡山県から認証） H13.04.17（岡山河川とNPO旭川との間で旭川APの協定書締結） H13.05.29（岡山河川とNPO旭川との除草等請負業務契約）	岡山河川工事事務所内の所定の手続きにより、適正に行なわれた。 管理運営団体の選考方法を検討する必要がある。	管理運営団体の選考過程の明確化（提案型公募方式など）
旭川アドプト・プログラムの仕組み			
清掃作業	里親による清掃作業（ゴミ拾い）をアドプト制度に組み込む。 清掃作業に関する、河川管理者からの支援は無く、除草等請負事業とスポンサー里親協賛金にて、管理運営が行われている。	ゴミ拾いであり、作業の難易度から見て特に問題は無い。 河川管理者は、清掃作業にかかる、運営資金の支援について検討を行う。	・広範な市民参加を支える管理運営の仕組みづくりのため、河川管理者は管理運営団体への資金支援の仕組みを検討する。
草刈り作業	里親による草刈り作業をアドプト制度に組込む。 草刈り作業は、岡山河川とNPO旭川との除草等請負事業として契約し、里親によって草刈り作業が行われた範囲は、契約数量から除かれ、減額変更される。	機械による草刈り作業は危険が伴い、経験の無い一般市民には作業が困難であり、作業の難易度を考慮し、再検討が必要。 契約方法（内容）の再検討が必要。	この社会実験の特徴である草刈り作業は、今後もアドプト制度に組み込む。作業内容としては、・市民が作業可能な部分（集草作業等）のみを里親により行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・市民でも作業可能な部分を設定し、その場所のみを里親が行う。 ・市民参加が不可能な活動・場所での草刈りや粗大ゴミの処理は河川管理者が担当する。 ・安全指導や草刈り機の技能講習会を実施する。 ・広範な市民参加を支える管理運営の仕組みづくりのため、除草等請負としての契約ではなく、河川管理者は管理運営団体への資金支援の仕組みを検討する。(前払い金制度も含めて)
スポンサー里親	資金的援助（清掃・草刈り等の作業は行わない）を行うスポンサー里親制度をアドプト制度に組み込む。	新たな参加形態として評価出来る。	
参加資格	10名以上で、200m以上の区間を、年間2回以上活動できる団体。 参加の証として、看板が設置され、団体名が記載される。	参加資格において、10名以上の団体と規定されているが、個人の排除に繋がる可能性があるため、参加資格の再検討が必要。	個人の排除に繋がらないような、参加基準の見直しを行う。 看板以外で参加者への参加拡大のためのインセンティブなどの仕掛け作り。
一斉清掃	NPO 旭川の事業であるが、一斉清掃に参加した場合には、年間活動回数に加えることができる。	NPO 旭川事業である一斉清掃と、旭川 AP の関係を明確にする必要がある。	一斉清掃のアドプト・プログラムにおける位置付けの明確化。
旭川アドプト・プログラムの管理運営			
①PR・募集	各種媒体を用いて、広報活動を実施。また、パンフレットやチラシを作成し配布。 しかし、草刈り里親については、経験の無い一般市民には危険な作業であることから、積極的な募集は行っていない。	清掃里親の募集では、約4割の区間において里親が決まっておらず、広報・募集方法の再検討が必要。 草刈り里親は、草刈り作業の内容を再検討する必要がある。	更なる加入促進を進める。

②里親の登録・管理	<p>登録は、参加申込み⇒地区決定⇒合意書の交換⇒年間活動計画の提出という手順で実施。しかし、計画書で、計画活動回数が未記入の団体が存在。管理は里親から提出される書類によって管理。子ども会や専門学校生など青少年参加もあった。清掃里親の養子縁組状況は、約6割であり、残り約4割の範囲には、里親がいない状況である。</p>	<p>登録については規定された手順に従い、実施されているが、提出書類記載事項内容の再検討が必要である。</p> <p>参加形態について、大人の参加が多く、今後は、子どもの参加を促す方策を検討する必要がある。</p>	<p>提出書類記載事項の内容を簡素化する。</p> <p>環境教育等を踏まえた、子どもの参加についても促進する。</p>
③里親の支援	<p>ゴミ袋や軍手といった資材の支援を実施。草刈り機は参加団体が所有。</p> <p>保険の加入は、一斉清掃時のみであり、一斉清掃以外の活動では未加入。</p>	<p>ゴミ袋や軍手等資材の支援は問題無い。</p> <p>保険の加入については再検討が必要。</p>	<p>清掃に対する資材の支援に限らず、草刈りに対する資材（草刈り機や、防護用品等）の支援も行う。</p> <p>一斉清掃以外のアドプト・プログラムでの清掃作業時にも保険へ加入する。</p>
④看板の製作設置	<p>看板の緒元はアドプト検討委員会で検討された。</p> <p>設置場所は、大きなエリアで設置され、現場での作業範囲が明確でない。</p> <p>記載事項が、統一されていない。</p>	<p>設置場所・記載事項については再検討が必要。</p>	<p>一斉清掃参加団体・個人についての記載事項を検討し、また、それぞれの看板への記載事項は統一する。</p> <p>現場で各里親が、作業範囲を認識できるような方策を実施する。</p>
⑤作業の管理	<p>清掃作業の管理は、里親から提出される書類によって実施され、現場での管理は実施されていない。</p> <p>里親による草刈り作業の管理は、里親から提出される書類による管理のほか、NPO旭川の現場代理人が現場で管理にあたった。ただし、一斉清掃時に清掃里親と同一箇所での作業であった。</p> <p>業者による草刈り作業は、NPO旭川の現場代理人が管理にあたった。</p>	<p>清掃作業については、書類による管理のみであるため、管理体制の再検討が必要。</p> <p>里親による草刈り作業は、NPO旭川の現場代理人によって現場で管理されているが、安全に対する管理が不足。</p> <p>業者による草刈り作業は、NPO旭川の現場代理人により管理され、昨年度と同様であり、問題は無い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業については、書類による管理だけではなく、現場での管理も行う。 ・里親による草刈り作業については、一斉清掃と同時に実行する場合にも、安全管理を明確に行う。または、一斉清掃時の草刈り作業は行わない。 ・業者による草刈り作業自体を行わない。（里親による草刈り作業のみをアドプト・プログラムとして管理する。）
⑥NPO旭川の資金管理	<p>収入は、スポンサー里親協賛金と、除草等請負事業費であり、支出は、旭川APおよびNPO旭川の運</p>	<p>スポンサー里親協賛金の使途および、旭川APとNPO旭川の運営資金が区別されて</p>	<p>スポンサー里親協賛金は、アドプト・プログラム運営資金として明確な区別</p>

	<p>営経費として使われた。</p> <p>除草等請負事業費は、当所契約額に対し、草刈り里親による作業および刈り草の処理方法の変更により、減額があった。</p>	<p>おらず、資金運営管理の再検討が必要。</p> <p>今年度は、赤字となる見込みであり、支出内容の検討が必要。</p>	<p>を行う。</p> <p>支出内容を検討し、資金管理を明確に行う。</p>
作業結果の評価			
	<p>清掃作業は、延べ活動回数 51 回、延べ参加人数 1,552 名で実施された。旭川 AP 以外で一斉清掃により、里親と里親以外の団体および個人が作業行った（延べ参加人数約 3,850 名）が、終了後は、各参加者が作業終了と同時に解散。</p> <p>草刈作業は、一斉清掃時の 3 回実施され、作業内容は草刈り～集草を行い。刈り草の処理は業者によって実施された。</p> <p>業者による草刈作業は、里親が行った以外の範囲で、昨年と同様に 2～3 回実施され、作業内容は草刈り～刈り草の処理までの全てであった。</p> <p>刈り草の最終処分は、全てリサイクルするものとし、堆肥化して牧山クラインガルテンにて無料配布されている。</p>	<p>清掃作業については、アドプト・プログラムによる日常的な作業と、一斉清掃によるイベント的な作業により河川の美化は保たれた。</p> <p>一斉清掃時に、参加者のインセンティブを考慮する仕掛けづくりの検討が必要。</p> <p>草刈り作業は、殆どが業者による作業であったため、質的には昨年度と同等であった。</p>	<p>清掃作業・草刈り作業ともに、結果としては問題なく終了したが、参加者の交流等を行うためにも、作業終了後に、参加者のインセンティブなどの仕掛けを実施する。</p>
総合評価			
		<p>現実問題として、沿川住民に大きな意識レベルの差があり、旭川 AP の導入は、その意識レベルの底上げを行う契機として有効である。作業については、単純に見かけのきれいさを求めるのではなく、旭川の将来像を考えた活動とすることが望ましい。</p>	

旭川アドプト・プログラム申込書

ボランティア里親用

申請日 年 月 日()

団体・企業名			
郵便物の送付先	〒		
構成員数	団体等の会員数、または企業等の構成員のうち活動に参加する人数（10名以上）		
参加の内容	<input type="checkbox"/> 散乱ゴミ等の清掃（自主的に実施） <input type="checkbox"/> 草刈清掃活動への参加 <input type="checkbox"/> 旭川一斉清掃への参加（事務局より参加日、活動場所を連絡）		
活動を希望する場所	九戸川河川敷		
	第一希望		
	第二希望		
	第三希望		
報道関係等への資料提供の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 · <input type="checkbox"/> 否 <small>※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の場合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）</small>		
その他			

※「活動を希望する場所」については、第一希望が必ずしも担当できるとは限りませんので、必ず第二希望、第三希望までご記入ください。

代表者

印

代表者の住所

電話番号

FAX

E-mail

登録にあたっては、別に定める確認事項（合意書）に代表者記名押印をしていただくこととなります。また、その際に団体等の規約、会員名簿等をご提出いただくことがあります。

旭川アドプト・プログラム活動計画書

提出日 年 月 日()

団体・企業名			
計画作成者			
活動計画	清掃(草刈)予定時期	参加予定人数	備考
備考			

事務局からのご連絡

- 活動に際しては安全な方法で清掃草刈作業を行って下さい。アドプト・プログラムでは「安全」が最優先です。
 - 作業前から作業後にわたり、安全管理を徹底してください。
 - 必ず責任者の参加のもとに作業を行って下さい。
 - 15歳未満の参加がある場合は、必ず十分な保護者をつけてください。
 - 重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告してください。
 - 有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡してください。
- アドプト・プログラムは川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるのですが、河川敷清掃を排他的に独占するものではありません。他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

旭川アドプト・プログラム申込書

スポンサー里親用

申請日 年 月 日 ()

団体・企業名			
郵便物の送付先	〒		
賛助金	1口	100,000円×()口=	(円)
看板の表示名			
<small>※看板への表示は、原則として団体・企業の名称のみとします。例えば愛称やキャッチフレーズ、特定の主義・主張、標語、製品名、個人名などやその他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。</small>			
報道関係等への資料提供の可否	可・否 <small>※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の場合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）</small>		
その他			

NPO法人旭川を日本一美しい川に育てる会 殿

趣旨に賛同し申し込みいたします。

代表者

印

代表者の住所

電話番号

FAX

E-mail

旭川アドプト・プログラム活動報告書<一般清掃>

報告日 年 月 日()

団体・企業名	
活動日時	平成 年 月 日() 午前 時 分～ 午前 時 分 午後
活動場所	
参加人数	総数 名 ※うち15才以下の参加人数 名
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ■回収したおおよそのゴミの量 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ゴミ ・不燃ゴミ ■回収したゴミの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・多かったもの ・特記すべきもの ■大型ゴミ、危険物等の発見
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置
アドフト制度について 改良を要する点や気の ついたことがあればご 記入下さい。	
報告書を作成し た方の氏名 <small>フリガナ</small>	
上記報告者の 連絡先電話番号	

旭川アドプト・プログラム活動報告書<草刈清掃>

報告日 年 月 日 ()

団体・企業名	
活動日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後
活動場所	
参加人数	総数 名 ※うち15才以下の参加人数 名
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ■回収したおおよその草の量 ■目立った草の種類 ■苦労した点 ■主に使った器具 ■刈った草の処理 ■大型ゴミ、危険物等の発見
事故・怪我等	事故・怪我等の状況と措置
アドフ制度について 改良を要する点や気の ついたことがあればご 記入下さい。	
報告書を作成し た方の氏名	
上記報告者の 連絡先電話番号	

「旭川Adopt・Program」合意書

この合意書は、旭川を日本一美しい川に育てる会(以下「事務局」という。)と

_____ (以下「参加者」と呼ぶ。)との間で合意の上、

作成するものです。

参加者は、以下の項目に合意する。

- 第1 事務局の示す安全方針等に従い、各団体が責任を持って安全な方法で清掃活動(草刈活動)を行うこと。本プログラムでは、安全が最優先である。
- 第2 責任者を定めること。責任者は、参加者の規模、気候状況等に留意し、合理的で無理のない活動計画をたて、安全管理に十分注意することとする。
- 第3 清掃活動は、年に2回以上行うこと。(草刈も2回以上)また、参加者は合意書を結んだ日から1年以上継続して行うこと。
なお、国土交通省及び県が呼びかけている旭川一斉清掃日(毎年夏時期)に参加した場合は、当プログラムにおける年間清掃活動回数に含めることができるものとすること。
- 第4 参加者は、別表に記載する地区とAdopt(養子縁組)し、当該地区の清掃活動(草刈活動)を行うものとすること。
- 第5 清掃活動(草刈活動)の際には、他の目的をもつ別の活動(チラシの配布、イベントの開催など)を行わないこと。
- 第6 年間の清掃活動(草刈活動)の計画をあらかじめ事務局に提出しておくこと。また、活動を行う際には、事務局の作成するマニュアルに従って活動を行うこと。
- 第7 担当地区には徒歩等でいけない場合には、なるべく公共交通機関を利用すること。車両の数は必要最低限に抑え、不法駐車等は絶対に行わないこと。
- 第8 15才以下のものが参加する場合は、必ず成人の保護者または監督者を十分な人数つけること。
- 第9 集めたゴミを詰めた袋は、あらかじめ定められた方法により処理すること。
- 第10 清掃(草刈)活動中に見つけた重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により事務局に報告すること。
- 第11 有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに事務局または管理者まで連絡すること。
- 第12 清掃(草刈)活動終了後は、速やかに(7日~10日後)事務局に報告すること。
- 第13 河川管理上必要がある場合には、河川管理者が行う指導に従うものとすること。

事務局は、以下の項目に合意する。

- 第1 参加者の「名称」を表記した看板を用意し、清掃(草刈)地区内に設置すること。
- 第2 安全管理、ゴミ、刈った草の回収等に関する連絡先等を記載したマニュアルなどを作成、配布すること。
- 第3 各参加者の活動の記録を整理保存すること。また、Adopt·Program 旭川または各参加者の活動についての広報に努めること。
- 第4 ゴミの回収や清掃(草刈)に必要な消耗品等の配布、その他の支援方策等について、河川管理者や関係機関との連絡調整を行うこと。

その他特記事項

Adopt·Programは、川と養子縁組し、河川環境の保全を進めるものであるが、河川敷清掃を排他的に独占するものではないこと。他の団体等が清掃作業を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行うこととする。

参加団体は、清掃草刈活動現場に救急箱を用意しておくこと。Adopt·Programにおける清掃(草刈)活動は、参加者の自己責任下において行うボランティア活動であり、事務局はその活動中の事故に対して賠償責任を負わない。ただし、事務局が、活動の支援策として傷害保険に加入した場合は、その範囲内の保障を行う。

清掃草刈活動を行う地区において、工事予定がある場合や天候等の状況により、この合意書による活動が進められない場合が考えられる。この場合、参加者と事務局が協議して、爾後の方針を検討することとするが、基本的には、これらの制約条件がなくなった時点から活動を再開することとする。

Adopt(養子縁組)の期間は、合意書締結の日から1年間とする。
ただし、事務局は、参加者が、この合意書その他の決まりに従わない場合、または他の参加者や清掃草刈活動を行う者等の活動に迷惑を及ぼす恐れのある場合、若しくは旭川Adopt·Programの運営に支障をきたすと認める場合には、当該参加者の登録を抹消することができる」とする。

A d o p t (養子縁組) を結ぶ地区	(図面添付)
------------------------	--------

団体・企業名	
フリガナ	
代表者名	
代表者の住所	〒
電話番号	(昼間) (夜間)
FAX番号	
E-mail アドレス	

平成 年 月 日

住 所 _____

参加者(代表者) _____ 

岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所5階

NPO法人旭川を日本一美しい川に育てる会

理事長 岡崎 彰 

旭川環境美化ボランティア



里親になりませんか

アメリカ生まれのアドプト・プログラム

1985年アメリカ・テキサス州における散乱ゴミ対策の新しい取り組みとして「アドプト・ア・ハイウェイ・プログラム」がスタートしました。このユニークな取り組みは、生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米48州にまで拡がりました。

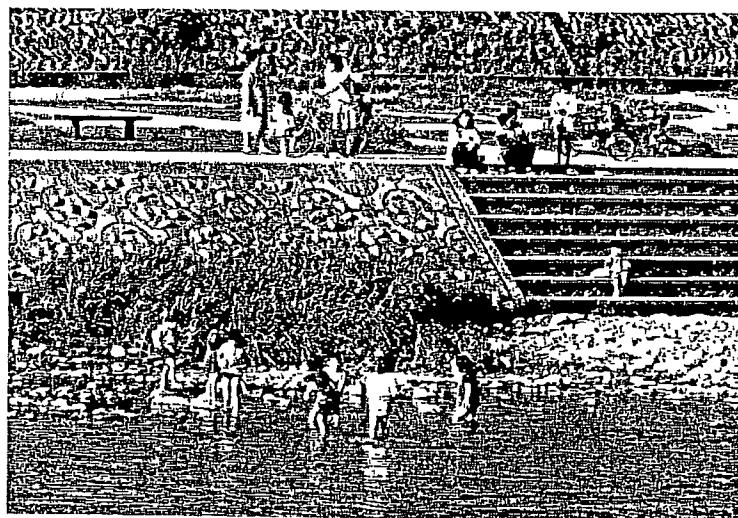
河川環境の新しい取り組み
「旭川アドプト・プログラム」

さあ、始めましょう！

旭川は、岡山県の中央部を貫流する全長142km の川です。この旭川は豊かな水資源として流域に住む私たちに限りない恩恵を与えてくれています。

しかし、私たちの財産である「旭川」においても空き缶などのポイ捨てやゴミの放置は跡を絶ちません。

旭川アドプト・プログラムは「私たち自身の手で旭川を清潔で美しい川にするため」の新しい取り組みです。さあ、一緒に始めましょう！





アドプトとは「養子縁組」のこと！

アドプト・プログラムでは、旭川河川敷の一定区間と参加者(企業または団体)を養子縁組(アドプト)します。



環境美化ボランティア！

里親となった企業または団体は、養子となつた河川敷の清掃・草刈等の活動を定期的に行います。



看板がたちます！

河川敷には、里親である企業または団体の名前を表示した看板がたちます。



対象となる区域！

東岸：河口～百間川との合流地点付近。

西岸：河口～三野公園付近。

制度の仕組み

● 参加者(里親)は

- 1) 概ね200m以上の河川敷と養子縁組します。
- 2) 期間は1年間です。
- 3) 養子縁組した区間について年間2回以上の環境美化活動を行います。
- 4) 年間の活動計画や活動報告など簡単な報告書を事務局に提出します。

参加の申し込み

■旭川アドプトプログラムに興味をもたれた方、参加してみたい企業・団体の方は事務局までご連絡ください。

〒700-8556
岡山市厚生町3-1-15
岡山商工会議所5階
NPO 法人旭川を日本一美しい川に育てる会
電 話：(086)225-5087
ファックス：(086)225-5086

■旭川アドプト・プログラムは河川敷の清掃を排他的に独占するものではありません。

■アドプト・プログラムの実施に際しては、ゴミの回収やゴミ袋の提供、表示板の設置などについて流域市町村をはじめ関係機関のご協力をいただいています。